

**2024.09.26 ヒアリング会場配布文書 2**

**厚生労働省関係**

厚生労働省関連

総務省への質問事項（共通番号いらないネット作成）

## 厚生労働省への質問事項

12月1日の健康保険証の交付終了を控え、多くの不安・疑問の声が寄せられている。医療保険制度の利用者の立場から差し迫って明らかにしてもらいたい事項について、以下うかがいたい。

### [1] 健康保険法施行規則等改正のパブコメについて

5月24日～6月22日に健康保険法施行規則から健康保険証の交付義務を削除する等の改正案のパブリックコメントが行われ、8月30日に結果が公表された。

- (1) 省令改正予定とされた7月上中旬を1カ月以上経過して公表されたが、遅延した理由は何か。省令改正はいつか。
- (2) 53028件という多数の意見が提出され、その多くは現行の被保険者証の継続やマイナンバーカードと被保険者証の一体化に反対するものだった。パブリックコメントは「事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的」として行われるが、意見を受け省令改正をどのように検討したか。
- (3) 意見集約表の5で「何らかの理由によりマイナンバーカードを使わずに電子資格確認を行うことができない場合の資格確認の方法については、既にお示ししているところではありますが、改めて、この省令とは別に今後お示しする予定です。」と答えているが、既に示した文書と、今後示す文書を説明されたい。
- (4) 昨年9月28日の福島事務所のヒアリングでは、国民健康保険等については2023年法改正で健康保険証交付規定は削除されたが、健康保険法等では省令で交付義務が規定され、法施行までに省令改正を予定しているが省令改正までは法的には健康保険証廃止は決まっていないと説明された。

省令改正前に厚労省が「本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります」とあたかも決定されているかのようなチラシ配布等を行っているのは誤りではないか。

### [2] マイナ保険証の利用状況について

5月～7月に「マイナ保険証利用促進集中取組月間」を設定してさまざまな利用率向上策を実施しても、利用率は毎月1～2%しか増えず、7月の利用率は11.13%にとどまった。

- (1) 利用率が低い理由をどう考えるか。厚労省は医療機関等や保険者に利用率向上を働きかけているが、向上しない理由は被保険者がマイナ保険証の利用を望まないからではないか。
- (2) 厚労省はマイナ保険証を使うメリットとして、医療情報の閲覧でよりよい医療が受けられると説明しているが、マイナ保険証を使いたくない理由として医療情報の閲覧をあげる人も少なくない。8月30日の第181回社会保障審議会医療保険部会資料1では厚労省の調査結果として、マイナ保険証に不安・懸念を感じている理由の4割が「個人情報がかままって管理されることが不安だ」、18%が「医師、歯科医師、薬剤師にどこまで情報を見られるのかわからず不安だ」、13%が「医師、歯科医師、薬剤師に過去の

薬剤情報や特定健診情報などを提供したくない」と答えている。

受診の際に閲覧の「同意」を求めるが、この仕組みに対して日弁連は保険資格情報と診療・薬剤情報・特定健診情報等との包括的連携を拒む手続が保障されていないことや、医師から提供の必要性について説明を受けないうちに「同意」を求められ、同意も一括となっている仕組みは、自己の医療情報の「コントロール権」をないがしろにしていると指摘している。利用率向上のためにオンライン資格確認等システムのプライバシー保護を改善する考えはないか。

- (3) 被保険者がマイナ保険証の利用にメリットを感じ不安が解消して利用率が向上するまで、健康保険証の交付を続けるべきではないか。

### [3] マイナ保険証の登録解除について

厚労省はマイナ保険証の利用登録解除の受け付けを、10月頃から始めるとしている。12月2日以降も健康保険証は最大1年間有効だが転職・転居等で失効することもあり、登録解除手続きについて早急に被保険者に周知する必要がある。

- (1) いつから解除申請の受け付けをはじめの予定か。いつ周知するか。
- (2) 利用登録解除は、被保険者全員、少なくともマイナ保険証登録者全員に周知される必要があるが、どのように周知するか。
- (3) マイナ保険証の登録をしているか否かを被保険者はマイナポータルで確認するよう求めているが、マイナポータルを利用できない場合に登録の有無を確認する方法は何か。
- (4) 登録解除のために必要となる情報連携の仕組みのわかる資料を示されたい。
- (5) 登録解除の仕組みの導入は保険者の負担となるが、全保険者が登録解除を実施できるようにするため、どのような支援を講じているか。

### [4] 資格確認書の交付について

障害や高齢等により「その他保険者が必要と認める場合」は、マイナ保険証を登録していても資格確認書を申請により交付できるとしている。

- (1) 「保険者が必要と認める場合」「何らかの理由によりマイナンバーカードを使わずに電子資格確認を行うことができない場合」とはどういう場合か、具体的に示されたい。
- (2) それ以外の理由でも、保険者が必要と判断すれば資格確認書は交付可能か。
- (3) 勤務先に登録解除申請をすることが困難な場合も考えられる。マイナ保険証の利用率が1割程度の状況を踏まえれば、「マイナ保険証を利用したくない」場合も申請により資格確認書を交付すべきではないか。
- (4) 岩手県や長野県の保険医協会の市町村へのアンケート調査によれば、資格確認書を「申請があった場合に交付する」と回答している市町村がある。マイナ保険証がないにも関わらず、申請がなければ資格確認書を交付しない扱いも認められるか。

### [5] 5月15日の会計検査院の指摘への対応について

医療機関では、保険資格が正しく表示されない状態が続いている。その一因として会計検査院は今年5月15日の「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会

の実施状況について」で、医療保険関係情報の登録の遅延を指摘し、協会けんぽで事業主が日本年金機構に届出を提出し、審査後に協会けんぽに情報を伝え資格情報を更新していることなどを述べている。

- (1) 厚労省はこの報告を受けて、保険者にデータ登録の迅速化を求めているが、この遅延は2017年の情報連携開始以降改善していないため、多くの市区町村は国保加入の際に本来不要な離職の証明の持参を求めてきた。健康保険証交付終了までに解決するのか。
- (2) 厚労省はこの報告を受けて、「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を進めるため、マイナ保険証により医療機関等を受診した際、データ登録が行われぬまま受診することがないように」保険者から加入者に徹底することを求めている。保険資格があるにもかかわらず受診の抑制を求めるのは、医療保険制度に反していないか。
- (3) オンライン資格確認等システムにより、保険者は個人番号の確認や世帯情報の確認など新たな事務が必要になっていることが、資格情報の登録に時間を要する一因になっている。「迅速化」を求めるより、システムの見直しが必要ではないか。
- (4) 現在は離職の挙証資料を市区町村に提出すれば、その場で国民健康保険証を受け取れる。データ登録を迅速化しても、現状より不便ではないか。
- (5) 厚労省はマイナ保険証で正しく保険資格が行えなかった場合、12月1日まではマイナポータル画面か健康保険証で確認するよう求めている。マイナポータルを利用していない方は多く、12月2日以降、健康保険証がなければ確認が困難にならないか。

#### [6] 保険証の成りすましについて

河野デジタル大臣は健康保険証の交付を続けられない理由として、現行の保険証は偽造・なりすましを防ぐことができないから、と説明している。

- (1) 現行の健康保険証による成りすまし不正利用の状況（内容、件数）を示されたい。
- (2) マイナ保険証でも、マイナカードを他人に貸し暗証番号を教えて、受診時に顔認証ではなく暗証番号入力をした場合、成りすましは可能ではないか。社保基金と国保中央会による「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」には、暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある場合は患者に本人確認書類の提示を求める対処が説明されている（3.00版88頁）。

#### [7] 医療機関の閉院について

オンライン資格確認等システムの導入の負担が一因となって、医療機関が廃業していると指摘されている。

- (1) オンライン資格確認等システムの導入の「療養担当規則」を定めた2022年9月以降の、閉院の状況とその理由について調査しているか。
- (2) 働き方改革の「2024年問題」でバスなど地域交通の減少が起きているなかで、身近な医療機関の閉院は医療へのアクセスをますます困難にする。閉院を増やす可能性のある施策を、当面見合わせるべきではないか。
- (3) オンライン資格確認等システムが閉院の原因となっている場合、医療機関の閉院は地域医療を損ない「よりよい医療の提供」というマイナ保険証の導入目的に反するのではないか。

厚生労働省関連

質問事項 1 - (3) への回答の添付資料

# マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日  
第179回社会保障審議会  
医療保険部会

資料1  
(一部改変)

R5.7.10発出通知別添1  
(一部改変)

有効な保険証が発行されている方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

## 【患者の皆様へのお願い】

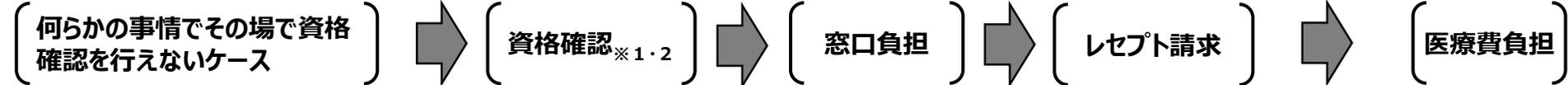
- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

## 【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。

## 【保険者等の皆様へのお願い】

- 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。



1. 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底するとともに、データ登録が行われないうまま、マイナ保険証で受診することがないよう、加入者等に対して情報提供等により、こうした事象自体を減らします。

※ 自衛官等はオンライン資格確認対象外であることにご留意ください。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

- (例)
- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
  - ・患者のマイナンバーカードの不具合、電子証明書の更新忘れ
  - ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・ マイナポータルの資格情報画面（ダウンロードしたものを含む。）（患者自身のスマートフォンで提示可能な場合）
- ・ 保険証（患者が持参している場合）

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・ 受診等された患者の皆様へ、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

※ 過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出を求めする必要はありません。

患者自己負担分（3割等）を受領

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報（保険者番号や被保険者番号）が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のまま、請求を行ってください。

※ この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

・ 受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のまま請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

・ 最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

# 医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の 資格確認とレセプト請求（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会  
医療保険部会

資料1

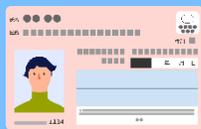
マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は  
不要

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の  
提示は不要

健康保険証

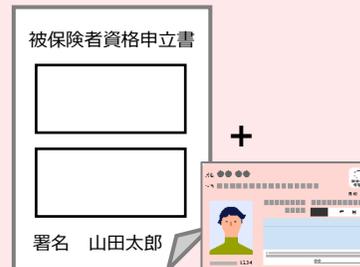


左のいずれも  
確認できない場合

過去の受診で必要  
情報を把握してい  
れば、患者への  
口頭確認

過去の受診からも確認できない場合

被保険者資格申立書



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

（事後確認）

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、  
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する  
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する  
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

厚生労働省関連

質問事項 3 - (4) への回答の添付資料

事務連絡  
令和6年2月9日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

#### マイナ保険証の利用登録の解除について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組へのご尽力に重ねて御礼申し上げます。

昨年12月27日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第374号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の健康保険証は同日以降、発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところです。

マイナ保険証によるオンライン資格確認は、医療DXの基盤であり、国民にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療（多剤重複投薬・併用禁忌の防止など）を低い窓口負担で受けることができること、書類提出によらずに、自己負担限度額を超える支払が免除されることなどのメリットがあります。また、医療現場においてマイナ保険証が定着することは、電子処方箋、電子カルテ情報、予防接種、公費負担医療等、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けて、その前提となるものであり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

他方、昨年8月8日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができる

よう、システム改修を行う。」こととされており、その詳細は以下のとおりですので、内容についてご了知いただくとともに、自保険者システムの改修等の必要な対応について遺漏なきようご準備をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 利用登録解除の手続

利用登録の解除を希望する者は、加入する医療保険者等に申請をします。解除申請書は任意様式としますが、参考として、別添をご参照ください。

解除申請を受け付けた各医療保険者等は、申請者が有効な健康保険証を有していない場合には当該申請者に資格確認書※<sub>1</sub>を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーに解除希望者の情報を登録します。登録された情報はオンライン資格確認等システムへ連携され、医療保険者等向け中間サーバーへの登録の翌月末（予定）に、申請者の健康保険証利用登録が解除されます※<sub>2</sub>。

なお、健康保険証の利用登録が解除された後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

※1 改正法の施行後は、マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとしています。

この点、マイナ保険証の利用登録が解除された者については、本人の申請によらず、各医療保険者等が資格確認書を交付する運用としており、各医療保険者等におかれては、利用登録の解除申請の受付と同時に、当該者が有効な健康保険証を有していない場合は資格確認書の交付手続を行ってください。

※2 解除手続の完了後は、本人はマイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されていることを確認できます。また、実施機関から全医療保険者等に対し、月次で加入者の利用登録状況を通知する予定です。

### 2. 医療保険者等の自保険者システムの改修

利用登録の解除に関する医療保険者等の自保険者システムの改修については、社会保険診療報酬支払基金が昨年12月28日付けでデジタルPMOに掲載した「加入者情報に係るインターフェイスおよび医療保険者等に影響する改修案件について」p40～42に示していますのでご参照ください。各医療保険者等におかれましては、システムベンダーへ改修の依頼を行う等、本年10月末日途の解除申請受付開始に向け、必要な準備をお願いいたします。なお、各医療保険者等における自保険者システム改修の対応状況については、おって厚生労働省から確認させていただく予定であることを申し添えます。

### 3. スケジュール

本年10月頃	目途	利用登録の解除機能のリリース・解除申請受付開始
本年12月2日		改正法施行

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

(医療保険者名) 殿

令和 年 月 日

解除申請者	フリガナ		生年	大正・昭和			
	氏名		月日	平成・令和	年	月	日
	住所	(郵便番号 - )					
		都道	市区				
		府県	町村				
	連絡先	電話番号					
		Email					
	被保険者等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に記載してください。	被保険者等記号	番号	枝番			
マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を求めます。また、この解除作業を行うため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が保有する利用者証明用電子証明書のシリアル番号をデジタル庁へ提供することに同意します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、時間がかかる場合があります。						
	署名： _____						

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。